

IASB/FASB 保険契約プロジェクト

PwCによる要約 2010年6月10日現在

以下の要約は、IASBスタッフにより作成されたプロジェクトサマリー並びに、2010年6月10日までに開催されたIASB/FASBミーティングへの参加によりPwCが入手した情報に基づき作成した。



項目	現時点での暫定的な結論の概要	PwCによる考察
	IASB 及び FASB 共通の見解	
	IASB の見解	FASB の見解
測定アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定アプローチは、以下のビルディングブロックを用いて、保険契約の現在の評価を表現すべきである： <ul style="list-style-type: none"> - 保険者が契約の履行に際して、発生すると予想される偏りのない確率により加重平均された将来キャッシュ・フローの見積額 - 貨幣の時間的価値の反映 - マージン*（両審議会においては、2つの異なるマージンの考え方に関して見解が分かれている） ● これらのビルディングブロックは、保険契約から生じる権利を義務から分離して測定するのではなく、権利と義務の組み合わせの測定について、使用すべきである。 ● 権利と義務の組み合わせについては、純額で表示されるべきである。 ● 保険契約の測定目的は、原価ではなく価値を対象とするべきである。 <p>*提案された2つの異なるマージンアプローチは、明示的リスク調整アプローチと複合マージンアプローチである。いずれも契約開始時における利益を排除している。両審議会は、いずれのアプローチを適用するかに関して見解が異なる状況である。FASBは僅かな差で複合マージンアプローチを支持しており、IASBは、明示的リスク調整を測定するために認められた手法の結果に応じ、これも僅かな差で、明示的マージンアプローチもしくは複合マージンアプローチを支持している。</p> <p>Note: 2つのアプローチ間における両審議会の分離した見解を前提とすると、公開草案では、両アプローチが提供されるであろうことが予想される。両審議会は、それぞれのモデルについての詳細な適用方法を検討することが求められている。結果として、契約時及びそれ以降におけるマージンの測定に関する以下の議論は、それぞれのモデルのもとでの審議会の見解を反映している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定アプローチが公正価値/出口価値アプローチでも原価アプローチでもないことから、見解の違いが生じている。それゆえ、何名かのメンバーに対しては、混合(hybrid)モデルにおける明示的リスクマージンの目的が、不明確になっている。 ● 複合マージンアプローチのもとでは、明示的リスクマージンの欠如によって、モデルがより公正価値から遠ざけられる。 ● 複合マージンは非明示的リスクマージンを有しているが、償却方法やその期間については、残余マージンに関して提案された償却方法や期間とは異なってくるであろう。
リスク調整	<p>明示的リスク調整アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● このアプローチは、以下の2つのマージンを含む： <ol style="list-style-type: none"> 1) 市場参加者の観点ではなく、保険者の観点からの将来キャッシュ・フローの金額及びタイミングにかかる不確実性の影響による明示的リスク調整 2) 契約の締結時におけるあらゆる利益を除去するための額(残余マージン) ● 明示的リスク調整は、リスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額であり、実際に支払われる給付金及び保険金の金額が予想される支払額を超えるかもしれないことを考慮に入れている。 ● 明示的リスク調整は、各報告日において更新(再測定)されるだろう。 ● 明示的リスク調整アプローチのもとでは、ガイダンスは、利用可能な手法を特定することによって、許容される手法の範囲が限定されることになるであろう。現在では、信頼基準法(VaR)、条件付テイル期待値法(T-VaR)又は資本コスト法(規制資本ではなく経済資本を利用)が候補に挙げられている。 ● リスク調整は、概念上、他のビルディングブロック(キャッシュ・フロー及び割引率)とは別ブロックとして測定に含まれるが、これは、「複製ポートフォリオ手法」を排除することを意図しているものではない。なお、二重計上を避けるため、リスク調整は、複製ポートフォリオに含まれるあらゆるリスクを含んでいない。 <p>複合マージンアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● このアプローチは、契約の初期におけるあらゆる利益を除去する単一のマージンを含んでいる(複合マージン)。 ● 複合マージンアプローチのもとでは、厳格な適用を進めるにあたり、目的が十分でないとの理由から、明示的リスク調整は用いていない。 	<p>明示的リスク調整を支持している審議会メンバーは、以下を確信している：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不確実なキャッシュ・フローに関するリスク程度(及びその後のリスクの変化)は、負債の測定の中で捉えられるべきである。 ● 明示的リスクマージンは、金融商品や引受オプションにおけるプライシングと整合的である。 ● 明示的リスクマージンは、IAS第37号における提案と整合的である。 <p>明示的リスク調整に反対している審議会メンバーは、以下の懸念を示している：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明確に定められた測定目的の欠如 ● 非公正価値測定における明示的リスク調整の適切性 ● 信頼性と計算方法論における整合性 ● 数回にわたる会議の後で、審議会のメンバーは、リスク調整の定義、どの手法が目的と整合するか、及び、規範的なガイダンスが必要とされるかについて、未だ合意に至っていない。

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB 及び FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
測定の単位	<ul style="list-style-type: none"> 測定アプローチが明示的なリスク調整を含んでいるのであれば、そのリスク調整は、個別の契約ではなく保険契約のポートフォリオとして決定されるべきである。 明示的なリスク調整は、ポートフォリオ間における分散効果もしくは負の相関による影響を反映しないであろう。 IFRS 第4号における保険契約のポートフォリオに関する現行の定義が、適用される予定である(広く同様なリスクに従い、単一のポートフォリオとして管理される契約) 残余マージン及び複合マージンは、契約開始時及び事後において、(a)ポートフォリオ単位、(b)同一のポートフォリオ内における契約の開始日及び(c)契約期間により、保険契約をまとめる群団レベルにて決定されるであろう。 		<ul style="list-style-type: none"> スタッフは、複合マージンについても保険契約単位で計算されるかどうか言及する予定である。
契約開始時のマージンの測定－明示的リスク調整アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 原則としては、保険契約の開始時における認識については、会計上の利益を認識する結果となるべきではない。 もし、キャッシュ・アウト・フローの期待現在価値 (IASB の見解では契約獲得費用を控除した額) に明示的リスク調整を加えた額が、キャッシュ・イン・フローの期待現在価値を上回る場合には、契約開始時に損失が生じる。 保険者は、契約開始時において、当該損失を損益計算において認識すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> この考え方によれば、プラスのマージンは残余マージンとして繰り延べられる一方で、マイナスのマージンは、直ちに損失として認識される。
契約開始時のマージンの測定－複合マージンアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 原則としては、保険契約の開始時における認識については、会計上の利益を認識する結果となるべきではない。 複合マージンは、契約キャッシュ・イン・フローの期待値 (保険料;IASB の見解では、保険料マイナス契約獲得費用) と契約キャッシュ・アウト・フローの期待値 (保険金、給付金及び支払関連費用) との差額である。 複合マージンアプローチのもとでは、もし、キャッシュ・アウト・フローの期待現在価値がキャッシュ・イン・フローの期待現在価値を上回る場合には、契約開始時において損失が生じる。すなわち、あらゆる初期時点での損失は、リスク調整の金額には含まれていない。 保険者は、契約開始時において、当該損失を損益計算において認識すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> この考え方によれば、プラスのマージンは残余マージンとして繰り延べられる一方で、マイナスのマージンは、直ちに損失として認識される。 複合マージンアプローチは、明示的なリスク調整を排除しているため、より少ない損失を認識する結果となる場合がある。
インプットの利用	<p>測定に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> その履行に関係する入手可能なすべての情報を考慮すべきである。関連する入手可能な情報には、業界データや個別企業のコストに関する過去データ及び市場からのインプットが含まれる。ただし、これらに限定されるものではない。 観察可能な市場価格と可能な限り整合的な、金融市場関連の変数の直近の見積りが使用されるべきである。 		<p>IASB のディスカッション・ペーパーにおいては、出口価値アプローチを提案していた。しかし、非金融変数については、市場で観察可能な情報が入手できないことに関する関係者の懸念によって、提案されているアプローチが導かれている。そこでは、事業体固有の情報が含まれている。</p>
短期契約に関する未経過保険料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ある種の短期契約に関する保険金未発生負債に対する未経過保険料アプローチは、許容されるのではなく、強制されるべきである。 保険金負債に対するビルディング・ブロック・アプローチは、明示的なリスク調整は含まれるが、残余マージンは除かれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件を充足するある種の短期契約に関する保険金未発生負債に対する未経過保険料アプローチは、許容されるのではなく、強制されるべきである。 適用範囲は、短期の補償期間を有しており、おそらく(保険金支払期間については)比較的短いテールを持つ短期契約に潜在的に限定されている。 支払備金は、影響が重要でない場合を除き、割引が適用されるべきである。 未経過保険料アプローチのもとでは、保険金負債に対しては、マージンの配分は行われない。 	<ul style="list-style-type: none"> 負債十分性テストが必要である。 FASB は、“短期の補償期間”について、さらなる定義が必要であるとの認識を持っているが、それとは別に、ロングテールの契約が含まれるか除かれるかについては、立場を明確にはしていない。 FASB は、ロングテールの保険契約を、保険金負債に対してマージンを配分しない簡素化アプローチに含めることは、ビルディング・ブロック・アプローチから重要な乖離が生じる可能性があるとしている。 IASB は、複合マージンアプローチを前提とした未経過保険料アプローチについては議論していないため、複合マージンが、どのように保険金負債の見積りに関して考慮されるかの見解を明確にしていない。
明示的リスク調整アプローチにおける残余	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は、事後の報告期間において、見積りの変化によって残余マージンを調整すべきではない。 保険者は、時の経過に基づく保険カバーの提供から発生するエクスポージャーを最も適切に反映するシステムティックな方法で、残余マージンを保険期間にわたって解放すべきである。しかし、時の 		

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB及びFASB共通の見解		
	IASBの見解	FASBの見解	
余マージンの事後の取扱い	<p>経過とは著しく異なる様式で、保険金及び給付金が発生すると予想される場合には、残余マージンは、保険期間において発生する保険金及び給付金の期待値を基礎として、解放されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 残余マージンは、保険負債の一部として含まれるであろう。 		
複合マージンアプローチにおける複合マージンの事後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 複合マージンは、保険期間及び保険金支払期間の両方を通じて“解放”あるいは“配分”される。 複合マージンは、保険契約に基づく補償と将来キャッシュ・フローの不確実性との組み合わせに基づき償却が行われる。 このアプローチは、総保険料及び総保険金・総給付金の金額と当期に割り当てられた保険料及び保険金・給付金のキャッシュ・フローとの比率を算出し、この比率を複合マージンに適用するという算式を用いる。 複合マージンは、“再測定”は行われぬ(契約開始時の認識額に対して変更は加えられない)であろう。 複合マージンは、キャッシュ・フローの見積りの変化によって、調整されないであろう。いわゆる“ショックアブソーバー”ではない。 配分のパターンや期間は、キャッシュ・フローの変化に応じて変わってくるであろう。 複合マージンは、保険負債の一部として含まれるであろう。 		
残余マージン又は複合マージンに対する利息の付与	<ul style="list-style-type: none"> (明示的リスク調整アプローチにおける)残余マージン及び(複合マージンアプローチにおける)複合マージンにかかる利息の付与を支持している。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれのマージンにかかる利息の付与を支持していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 支持者は、複合マージンモデルのすべての構成要素は、時間価値を反映すべきであり、当初認識においては割引価額が測定される。反対者は、マージンは単なる差額であり、利息を反映させるべきではないと考えている。
割引率	<ul style="list-style-type: none"> 概念上、保険負債の割引率は、保険負債の特性を反映する形で、将来キャッシュ・フローに貨幣の時間的価値の調整を行うものとするべきである。 この特性は、(資産からの収益が契約者のキャッシュ・フローに影響しない限り)負債に対応して保有する資産の期待収益率に基づく割引率を用いることでは、適切には反映されない。 流動性は、割引率の中に理論的に反映されるべき関連する特性の一つである。 公開草案では、不履行リスク(含む信用スプレッド)に関する調整を織り込むことを提案しない予定であるが、この件に関して関係者からの見解を求めることになるであろう。 		<ul style="list-style-type: none"> 審議において、IASBスタッフは、割引率は、ある保険負債とリスクフリーレート資産との流動性の違いについて調整されたリスクフリーレートであるべきことを提案した。 不履行リスク(含む信用スプレッド)に関する調整は、何名かのメンバーによって、理論的には、適切であり、公正価値による資産評価に対してより整合性をもたらすものであろうと考えられている。しかし、過去における関係者からの懸念や潜在的な測定に関する問題から、それを含めることについての躊躇が示されている。 両審議会は、高格付け社債利回りを採用することを否決した。 流動性に関する調整がどのように計算されるかについて、メンバーから懸念が示された。
契約獲得費用	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は、すべての契約獲得費用を発生時に費用化するべきである。 しかし、保険者は、契約の獲得により追加的に発生する新契約費用と等しい金額を残余マージンの当初の認識から除くべきである。 スタッフは、以下のいずれの手法によって、適切に適用されるかどうかについて、調査を行う予定である：(1) 契約の獲得により追加的に発生する新契約費を、契約負債が測定されている保険料から控除する、あるいは(2) 増分契約獲得費用を契約開始時の契約キャッシュ・フローの中に加える。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は、すべての契約獲得費用を発生時に費用化するべきである。 保険者は、発生した費用と相殺するためのあらゆる収益(利益)を認識すべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 繰延獲得費用について、収入との相殺あるいは資産計上なしに、即時に費用化する会計処理は、業界から、保険契約の利率設定における経済実態と不整合であり、現在の実務からの大きな変化であると見られている。 IASBは、契約の獲得により追加的に発生する契約獲得費用の取扱いについては、相殺を認める当初の見解に戻った。
契約者行動と	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者のオプションは、既存の補償に関連するオプション、先物及び保証と同様に、将来キャッ 		<ul style="list-style-type: none"> 何名かの審議会メンバーは、当

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB 及び FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
契約の境界	<p>シュ・フローの期待価値を使用し、ルックスルーベースにより、保険契約の測定に含めるべきである（これらのオプションが既存の契約の境界線の範囲内にある限りにおいて）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結果として、“デポジットフロア”は適用されない。 既存の補償に関連しないオプション、先物及び保証については、契約の測定から除外されるであろう。 これらの特徴については、その性質に応じて、新たな保険契約として、あるいは、他の独立した商品として認識及び測定されるべきである。 		<p>初、引受オプションが資産として存在するかどうかについて、懸念を表明していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ある FASB メンバーによって提案されたオプションプライシングモデルは、現在のところ、保険契約の測定のために使用されていることは確認されていない。
契約の境界の定義	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約の境界は、保険者が以下の状況を満たす時点である： <ul style="list-style-type: none"> (1) もはや保険契約に基づく補償を提供することを必要とされていない；又は、 (2) 特定の保険契約者のリスクを再評価する権利を有しており、その結果として、当該リスクを完全に反映させた価格を設定することができる もし保険者が、市場水準よりも低い価格設定をするよう強制されているのであれば、これは、契約の境界の範囲内である。 		<ul style="list-style-type: none"> FASB スタッフは、既存契約の一部に該当するであろう、インデック契約、特定の最大値を有する裁量権のある調整、及びポートフォリオにわたる調整の例を提供した。 FASB は、新しい医療保険制度改革における契約、すなわち、現行の会計基準によれば長期保険とされるかもしれない、更新保証タイプの健康保険契約について提案された定義を適用し、さらなる分析を行う。
保険契約の有配当性	<ul style="list-style-type: none"> 有配当性から生じるすべてのキャッシュ・フローは、予想現在価値ベースで保険負債の測定に含める。 	<ul style="list-style-type: none"> 有配当性から生じると期待されるキャッシュ・フローについて、当該キャッシュ・フローが（例えば、契約上又は法令上）要求されるものか裁量があるものかを決定するために分析を行う。 （もしあれば）要求されるキャッシュ・フローは、保険負債の測定に含められる。 裁量的なキャッシュ・フローは、企業が支払いを行う義務を負う場合に認識されるであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案された（裁量的なものを含むすべての予想キャッシュ・フローを反映した）保険モデルと負債の定義との間で、潜在的な相違が存在する。 しかし、負債を法的又は推定的債務の定義に金額に限定することは、予想支払額ではなく最低支払額を表すことになるため、何名かのメンバーによって、有用でないと考えられている。 スタッフは、有配当性のうちのどの部分が法的又は推定的債務の定義に当たるかの決定において、潜在的な実務上の困難をとまなうことになるかと述べている。 両審議会は、投資契約に含まれる有配当性の会計について検討していない。しかし、何名かのメンバーは、これらの契約に IASB の暫定的な見解を適用することについて、懸念を示している。
有配当投資契約	<ul style="list-style-type: none"> 有配当投資契約が保険契約と同じ資産プールに含まれているのであれば、保険契約の会計基準の範囲として取り扱われる。 他の有配当投資契約は、金融商品の会計基準の範囲として取り扱われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品の会計基準の範囲として取り扱われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約の基準に含めることに賛成する IASB の票は、僅差であった。 すべての金融商品は整合的に測定されるべきとする議論の中で、数名の IASB メンバーは、FASB メンバーと同様に、金融商品を保険契約の会計基準に含めることに関する概念的基礎の欠如や、潜在的な裁定の余地に関して懸念を有している。
保険契約から	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は、保険者が契約の当事者となったとき、すなわち、(1) 保険事故のカバーを契約者に提供す 		<ul style="list-style-type: none"> 次年度に引受けられる出再者の元

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB 及び FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
生じる権利及び義務の認識	<p>るリスクを負ったとき、又は(2) 保険契約の締結時のいずれか早いほうにて、保険契約から生じる権利及び義務を認識すべきである。</p>		<p>受契約を補償している再保険協約については、潜在的な問題がある。</p>
保険契約の認識の中止	<ul style="list-style-type: none"> 保険者は、IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」を適用し、保険負債がもはや保険者の負債としての要件を満たさなくなったときに、保険負債の認識を中止すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> FASB は、債務がもはや負債としての要件を満たさなくなったときに、企業は保険負債の認識を中止すべきであるという方針について暫定的に決定した。 負債は、企業が、もはやリスクを負わず、かつ、もはやいかなる経済的資源を支払義務のために移転させる必要がなくなった時点で、保険負債は消滅する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今日までの議論の中では、上記のとおり、さほど議論を生むべき問題は示していない。 両審議会ともに、損害賠償再保険契約の締結は、認識の中止にはあたらぬであろうことについて、合意している。
アンバンドリング	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約の各構成要素(例えば、保険要素、預り金要素、サービス要素、組込デリバティブ要素)をアンバンドリングするかどうか、またアンバンドリングする場合にはどのようにするのが、問題として挙げられている。 両審議会は、アンバンドリングに関する原則に未だ合意していない。スタッフが提案した著しい相互依存性という概念については、現在明確化を行っている。 契約者勘定を有する保険契約は、現行のユニバーサル保険契約に関する USGAAP ガイダンスに基づいた原則を用いてアンバンドリングされるべきである。 保険契約に含まれる組込デリバティブは、現行の組込デリバティブに関する要求を用いてアンバンドリングされるべきである。 アンバンドリングが要求されない場合には、アンバンドリングを禁止すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> アンバンドリングは、最終的な保険モデルが他の測定モデル(例えば、金融商品やサービス収益モデル)と異なるという程度において、重要な問題である。 スタッフは、ある構成要素が、他の構成要素から独立して機能しているのであれば(すなわち、ある構成要素と他の構成要素が著しく相互依存していない限り)、当該構成要素は区分処理を行うべきであるという提案を行った。 両審議会は、スタッフによる提案には同意しなかった。これは、あまりにもあいまいで、実務的に適用が困難であると考えられたためである。
業績計算書上の表示	<ul style="list-style-type: none"> FASB は、要約マージンアプローチを好んでいるが、両審議会は拡張マージンアプローチによる開示方法を支持している。 両方のアプローチでは、業績計算書上にて、以下の情報が開示される： <ul style="list-style-type: none"> 当該期間における予想されるマージンの解放 予想と実績のキャッシュ・フローの違い 見積りの変更(再測定) 投資成果(保険負債にかかる利息から分離した形での利息収入を含む) 拡張マージンアプローチは、保険契約に基づく補償の提供にともない行われたサービスに関連する保険料の一部を、収益として表示する。 短期契約については、実践的な手法として、未經過アプローチに従うため、伝統的な保険料の表示となるであろう。 		<ul style="list-style-type: none"> 要約マージンアプローチでは、すべての保険料を預り金として取り扱い、すべての保険金及び給付金を預り金からの払戻しとして取り扱う(すなわち、すべてを保険負債の変動として取り扱う。) 拡張マージンは、当該期間で解放されたマージンに、契約者に対する保険金及び給付金の一部もしくは全ての金額と、その他費用を加えた金額を、収益として報告する。
その他包括利益	<ul style="list-style-type: none"> 保険者の資産側の会計については、変更はない。 保険契約負債の変動を認識するために、その他の包括利益の利用は、認められないであろう。 		<ul style="list-style-type: none"> 業績計算書の中で、よりよい対応を図ろうとする関係者からの要請をもとに、負債の変動額をその他の包括利益で認識するために、OCI アプローチが検討された。

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB 及び FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
再保険	<p>再保険者側の会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 再保険者は、発効した再保険契約についても、発効されている保険契約に対してすべての他の保険者が適用しているのと同じ認識及び測定のアプローチを適用すべきである。 <p>出再者側の会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 出再者は、発効した保険契約のうち、再保険部分を利用している部分に対して適用している認識及び測定のアプローチと同じアプローチを、出再保険に適用し、その再保険資産（再保険回収可能額）を認識及び測定すべきである。ただし、再保険料に対して開始時に計測された残余マージンについては含まれる。 この考え方は、再保険契約における残余マージンがマイナスに関する考察、及び再保険資産の減損モデルに関するさらなる考察に従うものである。 比例再保険に関する出再保険受入手数料は、損益計算書上で、契約獲得費用と同様の方法で認識されるであろう。非比例カバーに関する出再手数料の取り扱いについては、将来のミーティングで検討される予定である。 		<ul style="list-style-type: none"> 両審議会は、非比例補償に対するリスク調整額を決定することは、困難を伴うであろうと認識している。 非比例再保険と同様に、比例再保険の出再手数料についても、いくつかの問題を呈している： <ul style="list-style-type: none"> 一つの契約の中で、保険料と手数料とを分離することは、恣意的となる可能性があり、実際の契約獲得費用と整合的ではないかもしれない。 契約獲得費用が、定義される必要がある。 当初認識の後に、年ベースで再保険が付されている長期契約への適用は難しい。
企業結合及び企業結合以外のポートフォリオ移転	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合以外の契約引受取引（ポートフォリオ移転）においては、受取対価が、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された保険負債よりも大きい場合には、その差額は、残余マージン（もしくは複合マージン）として処理される。 上記の計算より生じた負の差異については、即時に損失として認識される。」 企業結合において、正の差異が生じた場合、つまり、公正価値が、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された保険負債よりも大きい場合、その差額は、残余マージン（もしくは複合マージン）として処理される。 企業結合において、もし、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された保険負債が公正価値よりも大きい場合には、公正価値ではなく、ビルディング・ブロック・アプローチによって計算された金額が負債測定に使用される。その差額は、当初において認識されたのれんの計上金額の増加分として認識される。 		<ul style="list-style-type: none"> FASB は、契約移転時における損失の即時認識について疑問を呈しているようである。負債測定は、取引金額に調整すべきであると提案している。
保険契約者の会計	<ul style="list-style-type: none"> 両審議会は、契約者の会計と保険契約の発行者による会計との対照性（あるいはその欠如）について議論した。 スタッフは、契約獲得費用及び契約の有配当性のための会計における保険者と契約者との間の差異は、将来における両審議会の検討が行われることになっている 2 つの領域であると述べた。 2 つの領域以外については、両審議会は、公開草案の公表までは、契約者の会計あるいは契約者と保険者の会計の間の違いに関するさらなる議論は行わないことを暫定的に決定した。 		<p>スタッフは、IFRS における現行の契約者の会計のガイダンスについて、以下のよう</p> <p>に説明をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 4 号における保険契約の定義は、保険者と契約者の両方に適用される。 契約者は、IFRS 第 4 号及び IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号金融商品測定ガイダンスの両方において、対象外とされている。そして、現行では、会計方針を検討する際に IAS 第 8 号が適用されている。 FASB は、契約者の会計に関する現行のガイダンスを有している。
変額（分離勘定）及びユニットリンク契約—貸借対照表上での取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 変額及びユニットリンク契約を、特定の保有資産のポートフォリオに関連したアカウント主導型の契約として定義している。それらの契約に対しては、ポートフォリオからのすべての投資成果は、契約者に帰属する。ただし、リターンや死亡給付金の最低保証を含む契約は除かれる。 変額及びユニットリンク契約に関する資産及び関連負債は、財政状態計算書で保険者の資産及び負債として報告されるべきである。 ユニットリンク契約及び分離勘定契約に関する投資ファンドの連結を含む論点は、連結プロジェクトの中に含まれるべきであり、変動持分事業体（VIE）に関する検討を含むかもしれない。 両審議会は、ユニットリンク契約に関する資産と負債のミスマッチに関する会計については、議論していない。 		<ul style="list-style-type: none"> IASB スタッフは、資産及び負債が貸借対照表に計上されるべきだとする決定は、IASB の認識の中止プロジェクトのスタッフ見解と異なるかもしれないと述べ、2 つのプロジェクトの見解の相違について解決が必要であることを暗示している。 連結に関する問題には、保険者が投資管理者として行動する、あるいは一般勘定の中で投資ファンドのユニットを保有するといった状況が含まれる。 何名かの審議会メンバーは、変額あるいはユニットリンク契約の財務報告を、銀行における信託勘定に関する財務報告と不整合であると考えている。

項目	現時点での暫定的な結論の概要		PwCによる考察
	IASB 及び FASB 共通の見解		
	IASB の見解	FASB の見解	
			<ul style="list-style-type: none"> この相違点は、保険者による保証及び支払不能時の取り扱いと関連するかもしれない。
保険契約の定義	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 4 号における定義を踏襲している。これには以下を含む： <ul style="list-style-type: none"> 損失に対する FASB の概念“補填”(indemnification)ではなく、損失に対する IFRS 第 4 号の用語“補償”(compensation)が用いられている。 重要な引受リスク及びタイミングリスクの両方に対する現行 USGAAP リスク移転の要求ではなく、IFRS4 の重要な引受リスクあるいはタイミングリスクのいずれかとしている。しかし、追加のガイダンスにおいて、あるタイミングの遅れは、キャッシュ・フローの不確実性をなくす、あるいは著しく減少させることから、契約のリスク移転が不適格となるために非常に重要となるかもしれないとしている。 		
範囲	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約の定義に該当する金融保証契約は、保険契約の会計基準に含まれるべきである。 製造者から提供されていない、リースに含まれていない、あるいはデリバティブを構成していない残価契約については、保険契約の基準の範囲となるべきである。 製造業、卸売業及び小売業の保証契約は、保険ガイダンスの範囲に含められるべきではない。 固定報酬サービス契約は、保険契約のガイダンスに含まれるべきものではない。 		<ul style="list-style-type: none"> スタッフペーパーでは、金融保証契約として、金融保証保険、住宅ローン保証保険、取引信用保険及び銀行により発行されるある種の信用状を含めている。
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> 保険リスクの評価は、絶対額ではなく、現在価値を用いて行われるべきである。 リスク移転に関する分析は、IFRS 第 4 号と整合的に、結果の変動性(すなわち、期待値に対する重大な結果の幅)に注目すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> IASB と同じ リスク移転分析は、USGAAP の重大な損失テストと整合的に、ネット・キャッシュ・フローの現在価値がマイナスとなる起こりうる結果の存在に注目すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 何名かの審議会メンバーは、たとえば、支払の変動(保険者(あるいは再保険者)の利益の変動)を除き、保険者(あるいは再保険者)に対して、損失をもたらす可能性がない保険会計に対して違和感を示している。 スタッフは、さまざまな契約に対するそれぞれのアプローチの影響を因るために、関係者に対するさらなるリサーチを行う。
移行時処理及び効力発生日	<ul style="list-style-type: none"> 移行時の影響の測定は、保険契約ポートフォリオを計算単位として行われる。 各ポートフォリオは、(確率により加重平均された)キャッシュ・フローの予想現在価値及び明示的リスク調整を含むビルディング・ブロック・アプローチにより測定される。 各ポートフォリオの上記金額と従前適用された会計原則のにより計上された移行時点における正味保険負債(すなわち、繰延契約獲得費用の未償却残高及び保有契約に関わる無形資産の現在価値を差し引いた正味負債)との差額は、期首剰余金に加減される。 明示的リスク調整法が、審議会によって最終的に採用された場合には、移行時に計算されたリスク調整は、移行後の各期間において再測定される。 代わりに、複合マージン法が採用された場合には、移行時に計算されたリスク調整は、移行後の期間においては複合マージンとしてとして扱われ、残存する期間にわたって償却されるが、再測定はされない。 移行時調整の償却の推移と他のマージンの償却の推移とは、区分した開示が要求される。 企業は、保有する金融資産を、損益を通じて公正価値で測定される区分に再分類することが要求されないが、許容されている。もしこれを適用すれば、測定認識の不整合を解消できるか、もしくは著しく削減できる。 		<ul style="list-style-type: none"> 当該計算及び期首剰余金への修正が、開示される最も古い会計年度に行うのか、もしくは適用会計年度に行うのかについて、審議会は議論したが、結論には至らなかった。 効力発生日については、2011 年に発行される他の会計基準と一緒に別のミーティングで議論される。

